

通告関係業務実施要綱の制定について（例規通達）

平成27年3月24日

群本例規第16号（交指）警察本部長

（概要）

この要綱は、群馬県警察交通反則通告センターにおける通告関係事務の処理、報告の要領及び不納付事件の送致要領について、必要な事項を定めたものである。